

給与支払報告書(個人別明細書)の作成について

給与支払報告書(個人別明細書)の作成については、下記事項に従い作成をお願いします。
※その他詳細につきましては、税務署配布の手引き等をご覧ください。

①住所欄

令和5年1月1日現在の住所を記載してください。
個人住民税(市・県民税)は1月1日に実際に居住している住所地で課税されます。
住民票の住所と異なる場合は、住民票の住所を下段に括弧書きしてください。

②個人番号(12桁)欄

受給者の個人番号(マイナンバー)を記載してください。

③16歳未満扶養親族の数欄

16歳未満(平成19年1月2日以降生)の扶養親族がいる場合、扶養控除は廃止されましたが、個人住民税(市・県民税)の非課税限度額等の判定に必要ですので、人数を必ず記載してください。

④社会保険料等の金額欄

小規模企業共済等掛金に係る控除額が含まれる場合は、内額を上段に記載してください。

⑤(摘要)欄

○中途就職者で前職分を通算して年末調整を行った場合は、下記のとおり記載してください。
(前職分の)
・給与支払者の名称
・給与支払者の住所
・退職年月日
・給与支払額
・控除社会保険料
・源泉徴収税額

○控除対象扶養親族又は16歳未満の扶養親族が5人以上いる場合は、5人目以降の氏名を記載してください。この場合、氏名の前には括弧書きの数字を付け、「5人目以降の16歳未満の扶養親族の個人番号」欄に記載する個人番号(マイナンバー)との対応関係が分かるようにします。16歳未満の扶養親族である場合は、氏名の後に「(年少)」と記載してください。

○特別徴収できない対象者は、「個人住民税の普通徴収への切替理由書」の略号(A・B等)を必ず記載してください。記載等がない場合、特別徴収となる場合がありますのでご注意ください。

⑥生命保険料の金額の内訳、住宅借入金等特別控除の内訳欄

【生命保険料の控除額】
【住宅借入金等特別控除の額】
を記載する場合は、漏れがないよう必ず記載してください。
※正しく記載されていない場合、個人住民税(市・県民税)が正確に計算できません。

5

給与支払報告書(個人別明細書)

※ 区分												※ 種別												※ 整理番号												※											
① 住所 西都市〇〇町〇丁目〇〇-〇〇 〇〇アパート〇〇号												② 個人番号 1234 012345678901												③ 16歳未満扶養親族の数 5												④ 社会保険料等の金額 120,000 543,210											
⑤ (摘要) (前職) 〇〇〇〇商事 西都市〇〇番地 令和4年7月31日退職 (給与)2,345,678円 (社保)123,456円 (源泉額)23,340円 (1) 西都 五郎 (年少)												⑥ 生命保険料の金額の内訳 30,000 140,000 5,000 20,000 120,000												⑦ 住宅借入金等特別控除の内訳 1 28 1 1 5,000,000												⑧ 配偶者の合計所得 0											
⑨ 個人番号(12桁)又は法人番号(13桁) 9012345678901												⑩ 受給者生年月日 昭和 30 年 4 月 5 日												⑪ 中途就・退職 昭和 30 年 4 月 5 日												⑫ 支給者 株式会社 △△建設 (電話) 0983-43-〇〇〇〇											

⑨個人番号(12桁)

又は法人番号(13桁)欄

支払者が個人事業主の場合は、個人番号(マイナンバー)を、法人の場合は、法人番号を記載してください。

⑩受給者生年月日欄

受給者の生年月日を記載してください。生年月日は、課税誤りなどを防ぐ重要な項目です。記載漏れ及び記載誤りがないよう注意してください。元号は漢字(「明治」「大正」「昭和」「平成」または「令和」)で記入してください。

⑪中途就・退職欄

令和4年中に中途就職又は退職された場合は、必ず記載してください。記載がないと、退職者であっても在職扱いとなり特別徴収となる場合がありますのでご注意ください。また、中途就職者で前職分を通算して年末調整を行った場合は、(摘要)欄に必要事項を記載してください。(摘要欄の記入参照)